感染症の発生により企業実習が実施されなかったことの経緯書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 受講生氏名 | （　　歳） | | 申請番号 |  |
| 住所 |  | | | |
| 訓練科名（番号） | |  | | |
| 企業実習先名 | | （施設名）  （住　所）  （連絡先） | | |
| 企業実習を実施しなかった経緯（感染症の名称（＊）も記入すること | |  | | |
| 上記感染症により企業実習を実施しなかった期間 | | 自　令和　　　年　　　月　　　日  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　日間  至　令和　　　年　　　月　　　日 | | |

　　＊学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定する感染症に限ります。

　　　詳しくは裏面をご確認下さい。

上記の記載事実に誤りのないことを証明します。

令和　　　年　　　月　　　日

（訓練実施施設名）

（所在地）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（訓練実施施設の長）

（電話（担当者名）

○○公共職業安定所長　殿

学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定する感染症一覧

|  |
| --- |
| ○エボラ出血熱　○クリミア・コンゴ出血熱　○痘そう　○南米出血熱  ○ペスト　○マールブルグ病　○ラッサ熱　○急性灰白髄炎　○ジフテリア  ○重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限る。）  ○鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスＡ属インフルエンザＡウイルスであつてその血清亜型がＨ五Ｎ一であるものに限る。以下、「鳥インフルエンザ（Ｈ五Ｎ一）」という。）  ○インフルエンザ（鳥インフルエンザ（Ｈ五Ｎ一）を除く。）　○百日咳  ○麻しん（はしか）　○流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）  ○風しん（三日はしか）　○水痘（水ぼうそう）　○咽頭結膜熱（プール熱）  ○結核　○髄膜炎菌性髄膜炎　○コレラ　○細菌性赤痢  ○腸管出血性大腸菌感染症（Ｏ１５７）　○腸チフス　○パラチフス  ○流行性角結膜炎　○急性出血性結膜炎その他の感染症（例　感染症胃腸炎（主な病原体：ロタウイルス、ノロウイルス等）、マイコプラズマ感染症、急性細気管支炎等）  ○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）  第6条第7項から第9項まあ出に規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症 |